

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第3号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課及び学校教育課 略 こども夢づくり課 (1) 略 (2) 公立幼稚園、公立認定こども園の管理、運営に関すること。</p> <p>(3)～(14) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第7条 事務決裁の区分を次のとおり定め、各回議案には、その決裁区分に従って主務課長の責任において各回議案に表示するものとする。ただし、<u>文書管理システム（総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号）第2条第8号に規定する文書管理システムをいう。第14条において同じ。）</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課及び学校教育課 略 こども夢づくり課 (1) 略 (2) 公立幼稚園、<u>公立保育所</u>、公立認定こども園の管理、運営に関すること。 (3)～(14) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第7条 事務決裁の区分を次のとおり定め、各処分案には、その決裁区分に従って主務課長の責任において各回議案に表示するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>を使用して回議する場合は、決裁区分の表示は要しない。</u>  (1)～(3) 略</p> <p>(代決の表示)  第14条 代決者が代決するとき <u>(文書管理システムを使用して代決する場合を除く。)</u> は、「代」と明記して押印しなければならない。この場合において、正当決裁者の後閲を要すると認められるものは、「要後閲」とその旨を表示しなければならない。</p> <p>(記号及び番号)  第17条 文書に付する記号及び番号は、次によるものとする。  教○第 号  「○」の箇所には、主務課の <u>かしら文字を付すること。</u></p> <p><u>第20条 略</u>  (教育委員会の提出議案)  <u>第21条 略</u>  (文書の取扱い)  第22条 文書の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、総社市文書規程の例による。  (服務)  <u>第23条 略</u>  (その他)  <u>第24条 略</u></p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(代決の表示)  第14条 代決者が代決するときは、「代理」と明記して押印しなければならない。この場合、正当決裁者の後閲を要すると認められるものは、<u>代決者は「要後閲」とその旨を表示しなければならない。</u></p> <p>(記号及び番号)  第17条 文書の <u>記号及び番号の記載</u> は、次によるものとする。  教○第 号  「○」の箇所には、主務課の <u>題字を記入する。</u></p> <p>(文書の処理)  第20条 <u>各課には、文書管理台帳(様式第2号)を備え、次によって処理しなければならない。</u>  (1) <u>課長は、文書を受領したときは受付印を押し、文書管理台帳に登載し、その文書に番号を記入の上主務職員に回付して、その処理方法を指示しなければならない。</u>  (2) <u>文書の発送は、回議案決裁後、文書管理台帳に登載し、その番号を回議案に記入し浄書の上、発送の手続を取らなければならない。</u></p> <p><u>第21条 略</u>  (教育委員会の提出議案)  <u>第22条 略</u>  (文書の取扱い)  第23条 文書の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、総社市文書規程 <u>(平成17年総社市訓令第13号)</u> の例による。  (服務)  <u>第24条 略</u>  (その他)  <u>第25条 略</u></p>

改正後	改正前
	様式第2号（第20条関係）略

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。